

令和8年度

夏の交通事故防止運動

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

令和8年7月15日(水)～7月24日(金)

一般財団法人兵庫県交通安全協会主催

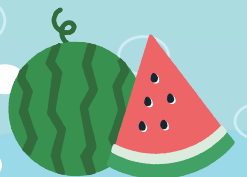
令和7年度 児童・生徒の交通安全ポスターコンクール 佳作



兵庫県立姫路工業高等学校2年生(当時)

安藤 夏鈴 さんの作品

7月15日(水)は「交通安全意識を高める日」



兵庫県交通安全対策委員会

こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と正しい横断方法の実践

歩行者も交通ルールを守りましょう

交通ルールを守るとは、自分の命を守ることにつながります。
信号を守るとはもちろん、横断歩道を渡る時は左右の確認を
しっかりして横断しましょう。



みんなでこども達を見守りましょう

夏休みが始まると、こども達の行動範囲が広がります。
夏休み前に地域や家庭で、通学路や生活道路の安全を確かめましょう。

安全運転意識の向上と飲酒運転を始めとする悪質・危険な運転の根絶

飲酒運転等の悪質な運転を根絶しましょう

ながらスマホは他人を巻き込む悲惨な交通事故の原因になります。絶対にやめましょう。
飲酒運転は重大な犯罪です。

飲酒運転追放「三ない運動」を徹底し兵庫県から飲酒運転を根絶しましょう。

・酒を飲んだら車を運転しない・運転する時は酒を飲まない・運転する人には酒を飲ませない
二輪車を運転する時は気持ちにゆとりを持ちましょう。



自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守及びヘルメット着用の促進

交通ルールを守りましょう

令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が適用されています。

自転車は、自動車と同じ車両です。信号や標識・道路標示に従って走行しましょう。

危険な運転していませんか？運転中の携帯電話の使用はやめましょう。

自転車や特定小型原動機付自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう

交通事故での頭部の負傷は致命傷となります。大切な命を守りましょう！

自転車安全利用五則を守りましょう

- ・車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ・交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ・夜間はライトを点灯
- ・飲酒運転は禁止
- ・ヘルメットを着用

兵庫県は（株）オージーケーカブトと自転車安全利用連携協定を締結しています。



© 兵庫県 2007

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！

※ ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用される中央線などがない道路のことです。

60 km/h → 30 km/h

■ 警察庁HP

▼ 生活道路における法定速度の引き下げについて

<https://www.npa.go.jp/bureau>

改正内容はここから確認！

■ 兵庫県警察HP

▼ 制度改正に関する確認テストにチャレンジしよう！



令和8年9月1日 改正道路交通法施行令施行

<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/tr>